

京都大学における公益通報者の保護等に関する規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学における公益通報者の保護等に関する規程</b> (平成18年達示第88号)</p> <p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略) 2～4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第12節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、<u>公正調査監査室</u>、監事支援室及び不正防止実施本部事務室並びに各共通事務部をいう。</p> <p style="text-align: center;">第2章 管理体制 (総括者等)</p> <p>第3条 本学における公益通報の処理に関しては、研究公正担当の理事（以下「担当理事」という。）が総括し、<u>公正調査監査室</u>がその事務を担当する。 (通報相談窓口)</p> <p>第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、<u>公正調査監査室</u>及び学外の法律事務所に、通報相談窓口を置く。</p> <p>2 通報相談窓口を担当者を置き、<u>公正調査監査室</u>の職員又は前項の法律事務所の弁護士をもって充てる。 (中略) (公益通報対応業務従事者の指定)</p> <p>第6条の2 担当理事は、次の各号に掲げる者のうち、公益通報対応業務の全部又は一部に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同左) 2～4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第12節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、<u>総長オフィス</u>、プロボストオフィス、<u>CFOオフィス</u>、監事支援室及び不正防止実施本部事務室並びに各共通事務部をいう。</p> <p style="text-align: center;">第2章 管理体制 (総括者等)</p> <p>第3条 本学における公益通報の処理に関しては、研究公正担当の理事（以下「担当理事」という。）が総括し、<u>コンプライアンス部</u>がその事務を担当する。 (通報相談窓口)</p> <p>第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、<u>コンプライアンス部</u>及び学外の法律事務所に、通報相談窓口を置く。</p> <p>2 通報相談窓口を担当者を置き、<u>コンプライアンス部</u>の職員又は前項の法律事務所の弁護士をもって充てる。 (公益通報対応業務従事者の指定)</p> <p>第6条の2 (同左)</p>

改正前	改正後
<p>従事し、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項（以下「特定事項」という。）を伝達されるものを、公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）に指定するものとする。</p> <p>(1) 担当理事</p> <p>(2) <u>公正調査監査室</u>の職員</p> <p>(3) 第4条第2項に規定する学外の法律事務所 の担当者</p> <p>(4) 調査等の実施において、公益通報者を特定しなければ必要性の高い調査等が実施できないと担当理事が判断した際に特定事項を伝達される職員</p> <p>(5) 第11条に規定する是正措置等の実施において、特定事項を伝達される職員</p> <p>(6) その他公益通報対応業務を行う上で、特定事項を伝達される役員又は職員</p> <p>2 (略)</p> <p>(通報に対する措置の検討)</p> <p>第7条 担当理事は、第6条第3項において受理した公益通報に関し本格的な調査（以下「本調査」という。）が必要か否か判断するために通報対象事実の事前調査を実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 担当理事は、第1項に規定する事前調査については事務本部の各部、プロボストオフィス、<u>公正調査監査室</u>、監事支援室若しくは不正防止実施本部事務室（以下「事務本部の各部等」という。）又は当該事前調査の対象部局等に、本調査については事務本部の各部等に行わせるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>コンプライアンス部</u>の職員</p> <p>(3) } (同左)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>2 (通報に対する措置の検討)</p> <p>第7条 } (同左)</p> <p>2 }</p> <p>3 担当理事は、第1項に規定する事前調査については事務本部の各部、<u>総長オフィス</u>、プロボストオフィス、<u>CFOオフィス</u>、監事支援室若しくは不正防止実施本部事務室（以下「事務本部の各部等」という。）又は当該事前調査の対象部局等に、本調査については事務本部の各部等に行わせるものとする。</p> <p>4 (同左)</p> <p>附則（令和6年達示第31号） この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学自家用電気工作物保安規程</b> (昭和46年達示第18号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(部局における管理)</p> <p>第4条 部局(各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。以下同じ。)における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長(事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。)が管理するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局における管理)</p> <p>第4条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)及び事務本部をいう。以下同じ。)における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長(事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。)が管理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第31号)</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学旅費規程</b> (平成18年達示第36号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節並</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1)～(5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節並</p>

改正前	改正後
<p>びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、<u>公正調査監査室</u>、<u>監事支援室</u>及び不正防止実施本部事務室並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、<u>総長オフィス</u>、プロボストオフィス、<u>CFOオフィス</u>、<u>監事支援室</u>及び不正防止実施本部事務室並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(7)・(8) (同 左)</p> <p>附 則（令和6年達示第31号） この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>